

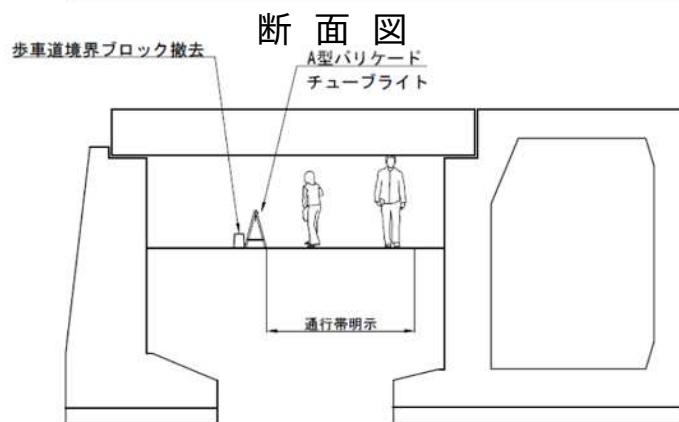
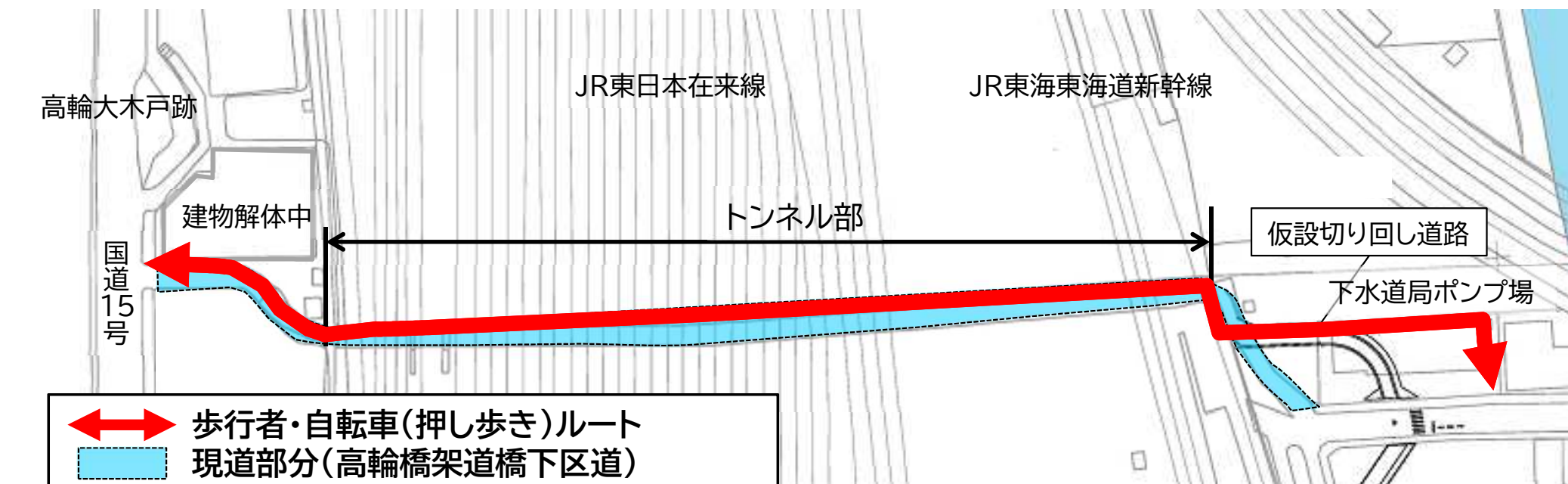
車両通行止め時の歩行者・自転車(押し歩き)通路

高輪橋架道橋下区道の車両通行止め時は、歩行者や自転車(押し歩き)は、引き続き現在の歩道を通行していただくこととなります。

その後、現在の車道部の舗装の補修等を行ったあと、下図のように車道部分を通行していただくことを予定しております。

今後、工事の進捗により、ルートが変更となりますので現地にある案内に従いご通行ください。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。



囲い(A型バリケード)を設置し、車道部分の一部を閉鎖します。
歩道と車道の境にあるブロック(歩車道境界ブロック)を撤去します。